



健康おきなわ21

受動喫煙防止が義務づけられています

受動喫煙防止対策 (健康増進法第25条)

「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」

受動喫煙とは「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」と定義されています。健康増進法(平成14年法律第103号)平成15年5月1日施行

詳しくは、厚生労働省 たばこ 検索



受動喫煙はこんなに危険です

たばこの煙には4,000種類以上の科学物質が含まれており、ニコチンや一酸化炭素のほか、40種類以上の発がん物質、発がん促進物質が含まれています。また、喫煙者が直接吸い込む主流煙よりも火のついた部分から立ちのぼる副流煙に多くの有害物質が含まれています。

沖縄県禁煙施設認定推進制度を実施しています

お問い合わせ：沖縄県福祉保健部健康増進課

または各保健所健康推進班まで

電話098-866-2209